

JIS

造船用語 — — 般

JIS F 0010-1997

(2007 確認)

平成 9 年 4 月 21 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：運輸大臣 制定：昭和 56.5.1 改正：平成 9.4.21

官 報 公 示：平成 9.4.21

原案作成協力者：財団法人 日本船舶標準協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 船舶部会（部会長 斎藤 隆一郎）

この規格についての意見 又は 質問は、運輸省海上技術安全局技術課（〒100 東京都千代田区霞が関2丁目1-3）又は 工業技術院標準部機械規格課（〒100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

造船用語 — 一般

F 0010-1997

Shipbuilding—Vocabulary—General

1. 適用範囲 この規格は、造船で用いる一般的用語について規定する。

備考 この規格の引用規格を、次に示す。

JIS F 0011 造船用語—船体—基本計画

JIS F 0026 造船用語—機関組合

JIS F 0028 造船用語（機関編—試験・工作・雑）

2. 分類 用語の分類は、次のとおりとする。

(1) 船の種類

(2) 船の区画及び構造

(3) 船員及び役職

(4) 航海及び操船

(5) 船舶、港湾、航海に関する条約、規則及び関連事項

(6) 造船施設

3. 用語及び定義 用語及び定義は、次のとおりとする。

なお、参考のために対応英語及び慣用語を示す。慣用語欄で、“……(法)”として記載してある用語は、法律用語である。

備考1. 用語欄・定義欄で、用語表記の中の（ ）内の漢字は常用漢字表にないもので、便宜的に記載したものであり、（ ）の部分は用語の一部ではない。

2. 用語欄で、用語の下の（ ）内の仮名書きは読み方を示す。

(1) 船の種類

(a) 用途による分類

番号	用語	定義	参考	
			対応英語	慣用語
1001	商船	営利を目的とする水上輸送の業務に従事する船の総称。	merchant ship	
1002	客船	旅客の輸送に従事する船。	passenger ship	旅客船(法)
1003	クルーズ船	旅客に航海を楽しんでもらうこと目的とした船。	cruise ship	
1004	貨客船	貨物及び旅客の輸送に従事する船。	passenger-cargo ship	
1005	貨物船	貨物の輸送に従事する船。	cargo ship	
1006	多目的貨物船	多種類の貨物が積載可能な船。	multi-purpose cargo ship	
1007	重量物運搬船	重量物荷役設備を備え、貨物を輸送する船。	heavy cargo ship ; heavy lifter	